助成金交付事業の不備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　対象受検機関：公益財団法人大阪府漁業振興基金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　助成金の趣旨  (1)　公益財団法人大阪府漁業振興基金（以下「基金」という。）は、関西国際空港の建設を契機に、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖を図るため、自然環境の保全や栽培漁業などを実施し、もって大阪湾の水産資源を長期的に確保し、府民への安定的な食糧供給と大阪府漁業の振興を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、昭和62年３月に設立された。  基金は、上記目的を達成するため、各種助成事業を実施している。助成金の交付先は、大阪府漁業協同組合連合会等、漁業振興に資する団体である。  (2)　 設立当初の基本財産は１億円であったが、その後平成12年３月まで、追加造成され、現在の基本財産は55億円である。   |  |  | | --- | --- | | 主な出捐団体 | 出捐金（割合） | | 大阪府  新関西国際空港株式会社 | 30億円（54.5％）  20億円（36.4％） |   ２　助成金の内容  基金の平成26年度の助成金の交付状況は以下のとおりである。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業内容  （事業名） | 事項 | 事業費計  （千円） | 助成額計  （千円） | 助成割合  （上限） | | 公益目的事業  （海域環境保全事業、資源管理型漁業推進事業他２事業） | 自然環境の保全に資するとともに、水産資源の確保に向けて漁場環境の保全・回復を図るための経費等に対し助成 | 40,188 | 30,257 | 1/2、9/10 | | 収益事業等  （営漁指導事業、業態拡大関連施設総合整備事業他９事業） | 経営の多角化と漁獲物の付加価値を高め、漁業経営の安定を図るため、漁港施設の整備に要した経費等に対し助成 | 99,901 | 93,854 | 3/4、10/10  等 |     【公益財団法人大阪府漁業振興基金海域保全事業実施要領】  （助成対象経費の範囲及び助成率等）  第４条　方法書第４条第２項に基づき助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）の範囲及び助成率は、次のとおりとする。  (1)　事業の助成の対象とする経費は、漁連等が、自然環境の保全に資するため、また、海域環境の保全・回復を図るために実施する障害物の除去等に要する経費とする。  (2)　助成率は、経費の10分の９以内とする。  【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】  （計算書類等の定時社員総会への提出等）  第126条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。  (1)　監事設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人を除く。）　第124条第１項の監査を受けた計算書類及び事業報告  （中略）  ２ 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。  　（以下略） | １　海域環境保全事業等については、方法書や要領において、助成の対象・範囲等が具体的に定められていないため、下記のとおり、事業の趣旨に適さない経費や事業の対象か不明な経費等に助成されていることに加え、間接経費が事業費の過半となるなど、助成の対象・範囲等が適正とは言い難い状況となっていた。  (1) 海域環境保全事業１（7,534千円）における助成例  ア　助成事業の趣旨に適さない経費  ・業界団体の会費：漁港漁場協会（283,000円）  ・業界団体会合、シンポジウム等への出席旅費（253,370円）  イ　全てが助成事業の対象かが不明な経費  ・事務パート料（935,000円）、ガソリン代（43,359円）、車両リース料（215,136円）、携帯電話代（122,153円）、自動販売機飲料代  （8,760円）、書類発送料（820円）  (2) 間接経費が事業費の過半を占める助成例 　　　 （単位：千円）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業名 | 事業費 | 間接経費 | 割合 | | 海域環境保全事業１ | 7,534 | 4,594 | 61.0％ | | 海域環境保全事業２ | 3,211 | 2,017 | 62.8％ | | 資源管理型漁業推進事業 | 2,199 | 2,102 | 95.6％ |   ２　海域環境保全事業の交付手続において、検査、確定の日（平成27年７月22日）が、方法書に定める本法人の定時評議員会における計算書類等及び財産目録の承認日（同年６月17日）より後になっていた。 | １　助成事業については、助成する対象・範囲等を具体的に規程等で定めた上で、事業趣旨に沿って適正に執行されたい。  ２　交付手続を適正に実施されたい。 |
| ３　助成対象経費  助成の対象・範囲は、基金の定める「公益財団法人大阪府漁業振興基金業務方法書」（以下「方法書」という。）及び「各事業実施要領」（以下「要領」という。）において規定している。  　　海域環境保全事業では、実施要領において「自然環境の保全に資するため、また、海域環境の保全・回復を図るために実施する障害物の除去等に要する経費」となっている。  【公益財団法人大阪府漁業振興基金業務方法書】  （助成事業）  第４条　基金は、大阪府民に不可欠な水産資源の安定的な供給の確保、自然環境の保全並びに大阪府の漁業の振興に資するため、大阪府に住所を有し、水産業協同組合法に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びにこれらの構成員、その他の代表理事が特に必要と認める者（以下「漁業協同組合等」という。）が、別表２に定める事業を行うために要する経費に対し、この業務方法書の定めるところにより、予算の範囲内で、その者に対し当該事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成金として交付するものとする。  （中略）  （実施報告）  第７条　前条により助成金の交付決定の通知を受けた漁業協同組合等は、事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して30日以内に実績報告書（別紙様式第３号）に別に定める書類を添付して代表理事に提出しなければならない。  （助成金の額の確定）  第８条　代表理事は、前条の規定により提出された報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容について適当と認めたときは、助成金の額を確定し漁業協同組合等に通知するものとする。  別表２（抜粋）   |  |  | | --- | --- | | 事業 | 事業内容 | | １　環境保全整備事業  ・海域環境保全事業  ２　資源管理対策事業  ・資源管理型漁業推進事業 | 漁業協同組合等が行う海域における流出油の除去・清掃活動、障害物等の除去など自然環境の保全、水産資源の安定的な供給の確保を目的とする海域等の環境保全・回復事業について経費の一部を助成する。  漁業協同組合等が行う大阪湾の水産資源を長期的に確保し、その資源を計画的に利用するための漁業方策の検討など、水産資源の安定的な供給を図るための資源管理を推進する事業について経費の一部を助成する。 |   【公益財団法人大阪府漁業振興基金海域保全事業実施要領】  （助成対象経費の範囲及び助成率等）  第４条　方法書第４条第２項に基づき助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）の範囲及び助成率は、次のとおりとする。  (1)　事業の助成の対象とする経費は、漁連等が、自然環境の保全に資するため、また、海域環境の保全・回復を図るために実施する障害物の除去等に要する経費とする。  (2)　助成率は、経費の10分の９以内とする。  【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】  （計算書類等の定時社員総会への提出等）  第126条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。  (1)　監事設置一般社団法人（理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人を除く。）　第124条第１項の監査を受けた計算書類及び事業報告  （中略）  ２ 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。  　（以下略） |  |  |
| 措置の内容 | | |
| １　助成事業については、平成28年７月に実施要領を改正し、助成事業の趣旨に適さない経費を対象から外すなど助成する対象・範囲を具体的に定め、平成28年度事業から適正に執行した。  ２　交付手続については、平成28年度事業から検査、額の確定を業務方法書どおりに実施した。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月４日）